

指定訪問介護事業所のための

# 通院等の外出介助についての 通知・説明資料集

平成15年4月より介護保険の訪問会の区分に通院等乗降介助が新設されたことに伴う通院等の外出介助についての取扱いについての説明資料です。

訪問介護事業所は、必ずよく読んで、正しいサービスの提供・介護報酬の請求をおこなってください。

<目次>

- 1 介護タクシーと介護保険の訪問介護の通院介助
- 2 「車を使用して行う通院等の外出介助」のチェック用フローチャート

# 介護タクシーと介護保険の訪問介護の通院介助

## (1) 介護タクシーについて

一般的に「介護タクシー」とは、道路運送法の許可（又は登録）をとって営業しているタクシーのうち、ストレッチャー等を車両に装備して、通院を必要としている方に対して病院まで運送する形態のタクシーのことを言います。

病院まで運送する運賃（タクシー料金）を徴収して営業するので、道路運送法の許可（又は登録）をとって営業する必要があります。この道路運送法の許可（又は登録）については、以下にお問合せください。

関東運送局 旅客第二課	045 - 211 - 7246
神奈川運送支局 運送課	045 - 939 - 6801

## (2) 介護保険の訪問介護の通院介助について

一方、介護保険の訪問介護事業所が訪問介護員を派遣し、その訪問介護員が通院介助を行う場合があります。

通院には、利用者の居宅から病院までの移動手段として、  
徒歩・車椅子など交通機関を使わずに行く  
公共交通機関（バス・一般タクシーなど）を利用する  
自家用自動車を他の職員等が運転し、訪問介護員が同乗する  
自家用自動車を訪問介護員が自ら運転していく（別の職員の同乗なし）  
などの方法が考えられます。

介護保険から支払われる報酬は、訪問介護員が通院のために行う介助に対する報酬であり、利用者の居宅から病院までの移送に要する費用ではありません。

基本的には、、 は訪問介護のサービス区分の「身体介助」として算定し（、 については、移送中に利用者の気分の確認等の介助行為を行った場合）の場合は「通院等乗降介助（片道100単位）」として算定することになり、介護報酬が異なってきます（については一部例外的に身体介助で算定できる場合があります）。

介護報酬は、あくまでも訪問介護員が通院のために行う介助に対する報酬ですので、、 の場合の移送のための費用（タクシー運賃）は介護保険の対象外です。

また、、 の移送行為を行う場合、訪問介護員が利用者に乗せて輸送するので、(1)の道路運送法の許可又は登録も必要となります。

タクシー運賃の設定についても、道路運送法の届出になりますので、上記の運送局にお問合せください。

## &lt;参考&gt; 道路運送法の許可（登録）と訪問介護サービスにおける介護輸送の取扱い

道路運送法の改正に伴い、平成18年9月に厚生労働省及び国土交通省より新たに「介護輸送に係る法的取扱いについて」が公表され、NPO法人等の福祉有償運送が登録制となりました。以下が介護輸送に係る許可又は登録の形態の概要となります。

許可（登録）の種類	主な許可（登録）条件
タクシー事業許可 （患者等輸送限定）	使用する自動車は、「緑ナンバー」取得自動車であること 自動車を運転する運転員は、「2種免許」を保有していること
タクシー事業許可 + 訪問介護員による 有償運送許可	訪問介護事業書と従事契約している訪問介護員が有償運送許可を受ければ、自己車両を使用して運送できる 訪問介護事業所として の許可を取得していることが前提 訪問介護事業所の責任において運行管理・事故対応等の措置が行われること
NPO法人等による 有償運送登録	市町村等が主宰する運営協議会での協議を経て、NPO法人等が実施する福祉有償運送であること

「介護輸送に係る法的取扱いについて」の内容の詳細 ... 国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/jigy/jikayouyushoryokaku/index.htm>

有償運送の取扱いについて ... 関東運輸局ホームページ

[http://www.ktt.mlit.go.jp/jidou\\_koutu/tabi2/kaigo/htm](http://www.ktt.mlit.go.jp/jidou_koutu/tabi2/kaigo/htm)

NPO等による有償運送の登録について ... 関東運輸局ホームページ

[http://www.ktt.mlit.go.jp/jidou\\_koutu/tabi2/jikayo/j2\\_hukusi.pdf](http://www.ktt.mlit.go.jp/jidou_koutu/tabi2/jikayo/j2_hukusi.pdf)

許可及び登録の詳細につきましては、関東運輸局又は神奈川運輸支局へ。  
（問い合わせ先については、前ページ（1）参照

## 「車を使用した通院等の外出介助」のチェック用フローチャート

前提：道路運送法上の許可（又は登録）を得た車両であること

介助の必要性が、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけられていること

